

## 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱

制定 平成12年3月8日付農園第193号  
鳥取県農林水産部長通知  
改正 平成25年4月22日付第201300134594号  
改正 平成30年10月12日付第201800171930号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本県の立地条件を生かした特長あるブランド野菜について、その集団産地の発展、育成及び生産者の経営の安定を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、知事が認可した業務方法書に基づいてブランド野菜価格安定対策事業を行う一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、次に掲げる者が当該事業に必要な資金の造成（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に、それぞれに定める率を乗じて得た額以上の補助金又は負担金を、協会に対して交付しない場合は、この限りでない。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 市町村              | 100分の15  |
| (2) 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 | 100分の10  |
| (3) 農業協同組合           | 100分の2.5 |

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けた時は、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額

を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、ブランド野菜価格安定対策事業計画の変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（資金造成）

第8条 協会は、本補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく補助事業を実施しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月8日から施行する。

附 則（平成25年4月22日付第201300014594号）

この通知による改正は、平成25年4月22日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則 (平成30年10月12日付第201800171930号)

この通知による改正は、平成30年10月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。



3 経費の配分

区分	業務区分		補助対象経費	負担区分(円)				備考
	対象野菜	対象出荷期間		県	市町村	全農とっとり	農協	
ブランド野菜 価格安定対策 事業		月						
合計								

4 事業完了(予定)年月日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
鳥取県補助金					
市町村補助金					
全農とっとり負担金					
農協負担金					
計					

(2) 支出の部

区 分	業 務 区 分		本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
	対象野菜	対象出荷期間			増	減	
ブランド野菜 価格安定対策 事業							
合 計							

6 添付資料

(1) 業務方法書

(2) 協会事業計画書及び収支計画書 (又は協会事業実績書及び収支実績書)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱（平成12年3月8日付農園第193号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号(第7条関係)

様

番  
年 月 号  
日

職 氏 名 印

年度鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金について、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 規則第18条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税相当額       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                              | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。